

スポGOMI甲子園群馬県大会を開催

問 環境政策課 (☎27-2733)

高校生ごみ拾い日本一を決める大会、スポGOMI甲子園の群馬県予選となる群馬県大会を伊勢崎市で開催します。大会の優勝チームは11月30日(日)に東京で開催される全国大会に出場できます。

※参加者には、ISECA500ポイントと大会オリジナルのくわまるアクリルキーホルダーを差し上げます
※全国大会の旅費は主催者が負担します

時 10月19日(日)午前8時30分～11時

※荒天の場合は10月25日(土)午前8時30分～11時

場 伊勢崎駅南口駅前広場

対 県内に在住の高校生

※15歳から18歳までの人に限ります

定 50チーム(抽選)

※1チーム3人です

¥ 無料

申 10月8日(水)までに専用HPから申し込んでください



▲市HP

男女共同参画講演会を開催

問 人権課 (☎27-2730)

講演会の他、男女共同参画標語の優秀作品を展示します。講演会は手話通訳があります。

時 10月15日(水)午後1時30分開演

場 メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎

対 市内に在住または在勤・在学の人

定 500人(先着順)

演題 夢の実現～努力は裏切らない!～

講師 宇津木妙子さん(女子ソフトボール元日本代表監督)

¥ 無料

※入場には整理券が必要です。整理券は9月8日(月)から人権課、隣保館、各支所庶務課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎で配布します。整理券は1人5枚までです



▶宇津木妙子さん

介護予防普及啓発講演会

問 地域包括支援センター (☎27-2745)

介護予防を普及するため、講演会を開催します。いつまでも自分らしく、はつらつとした生活を送るため、元気なうちから介護予防に取り組みましょう。

時 11月2日(日)午後1時30分～2時30分

場 人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター

対 市内に在住または在勤・在学の人

定 500人(先着順)

演題 人生涙あり笑いあり!

講師 林家さく姫さん(落語家)

¥ 無料

※入場には整理券が必要です。整理券は9月8日(月)午前9時から地域包括支援センター、各支所市民サービス課で配布します。整理券は1人4枚までです



▲林家さく姫さん

人権啓発フェスティバル in いせさき

問 人権課 (☎27-2730)

人権問題に関する講演会や中学生人権作文優秀作品の表彰・朗読、市内の小・中学生が描いた人権啓発ポスター優秀作品の展示を行います。

時 11月8日(土)午後1時30分～4時

場 人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センター

【講演会】

対 市内に在住または在勤・在学の人

定 650人(先着順)

演題 おしゃべり多様性 僕の仕事と人生のはなし

講師 武田真一さん(フリーアナウンサー)

¥ 無料

※入場には整理券が必要です。整理券は9月24日(水)から人権課、隣保館、各支所庶務課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター、人材派遣ワイズコーポレーション境総合文化センターで配布します。整理券は1人5枚までです



▲武田真一さん

特認校制を利用した北小学校への入学希望者を募集

問 学務課 (☎27-2787)

北小学校は、市内の全地域から児童の受け入れができる特認校です。特認校制を利用して令和8年度に北小学校への入学を希望する児童の申し込みを受け付けます。

入学者の受け入れ

【受け入れ人数】

●新1年生Ⅱ50人程度

●新2年生Ⅱ19人程度

●新3年生Ⅱ33人程度

●新4年生Ⅱ45人程度

●新5年生Ⅱ25人程度

●新6年生Ⅱ43人程度

※教育支援が必要な児童は、申し込み前に相談してください。申し込み後に教育委員会から相談をする場合もあります

【申し込み方法】

10月1日(水)から31日(金)までに申込書に必要事項を記入の上、直接学務課に提出してください。
※土・日・祝日は除きます
※申込書は学務課にあります。市HPからダウンロードもできます

※申し込みの手続きには保護者が来庁してください

入学者の決定

申込者が受け入れ人数を超えない場合は、11月下旬に決定の通知を郵送します。受け入れ人数を超える場合は、通知をした上で抽選を行います。

抽選会期日 11月19日(水)午後3時開始

場 市役所東館5階第1会議室

注意事項

●申込者が受け入れ人数に満たない場合は、12月1日(月)から5日(金)まで、先着順で追加の申し込みを受け付けます
●令和8年度中に北小学校指定通学区域内への転居が決定している場合は、優先して入学することができま

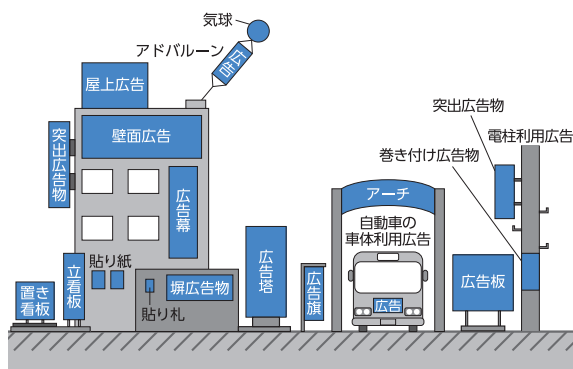
屋外広告物のルールを守りましょう

問 都市計画課 (☎27-6279)

9月1日(月)から10日(水)は「屋外広告物適正化旬間」です。魅力あるまちづくりのために、屋外広告物の表示ルールを守りましょう。

【屋外広告物にはさまざまなものがあります】

屋外広告物には、屋上や壁面の広告物、広告板、広告塔、アドバルーン、ポスター、のぼり旗など、さまざまなものがあります。地域の行事を知らせるポスターや貼り紙、事務所名を表示した看板など、非営利目的のものも屋外広告物に該当します。



【屋外広告物表示のルール】

屋外広告物が無秩序に表示されると、まちの景観を損ねたり交通の妨げになったりします。市は屋外広告物条例を制定し、表示や設置に一定のルールを定めています。条例では、屋外広告物を表示できない地域・物件のほか、表示できる地域にも、面積や高さなどの許可基準を定めています。

【広告主の皆さんは次のことに注意】

- 事前に市の許可が必要です。きちんと許可を受けていますか
- 表示内容が分かりやすく、色彩が景観に配慮されていますか
- 施工業者は、群馬県屋外広告業の登録を受けていますか
- 設置後も更新許可の手続きと、定期的に安全点検を行っていますか
- 突風や地震などによる看板落下や倒壊事故などを防止するため、日頃から定期的に点検を行うなど屋外広告物の安全性を確保しましょう

市HPで屋外広告物の手引きを閲覧できます。許可基準や表示の条件などの詳細は問い合わせください。



▲市HP